

令和5年度第2回北杜市図書館協議会会議録

1. 会議名：令和5年度第2回北杜市図書館協議会
2. 開催日時：令和6年2月15日（木）午後2時～4時
3. 開催場所：金田一春彦記念図書館 SV ホール
4. 出席者：協議会委員 小澤 志保子／佐野 隆／坂本 ひろみ／坂本 美里／佐野 恭子
仲田 君恵／仁科 恭子／望月 淳一
事務局 渡辺 美津穂(教育部参事)／中澤 徹也(中央図書館長)
大塚 美智子／河野 明美(中央図書館総務担当)
仲田 さかえ(学校図書館司書代表)
5. 議事録署名委員指名：佐野 恭子委員 佐野 隆委員
6. 会長あいさつ
前回できるだけ回数を増やして開催していきたいという意見もあった中で、第2回が今年度のまとめの会となるが、審議をよろしくお願ひしたい。本日の議事の資料については、事前に委員の手に届いていると思うので、話題になっているコミュニティ・コモンズも含めてご意見をいただきながら会をすすめていきたいと思う。協力をお願いしたい。
7. 議 事
 - (1) 各図書館の近況報告について
 - (2) 図書館の例規整備について
 - (3) その他
8. その他
9. 傍聴人の数：7人

議 事

(1) 各図書館の近況報告について

事務局より資料1に基づき説明

前回の図書館協議会で8月中旬までに行った事業は報告済み。今回は8月中旬以降1月31日までに行った事業を追加として記載している。

1 ページ目は全体にかかわる事業と中央図書館が主催する事業となり、主なものを報告する。まず8月31日には、主に図書館ボランティアのみなさんと図書館職員を対象に翻訳家のさくまゆみこさんを招き公演会を行った。「絵本で世界旅行」と題し子どもに手渡したい本をたくさん紹介していただいた。

11月24日には、毎月第3金曜日に開催している「大人のための朗読会やまびこ」が150回を迎え、市内7団体の朗読ボランティアが一堂に会し、150回記念朗読会を行った。参加人数約200人と大変盛況で、参加者からは「素晴らしかった」との感想を数多くいただいた。

150回のみならず、朗読を聞いたあとは出典を読みたいという方も多く、朗読ボランティアの方々には、朗読を通して本と利用者、本と図書館を結んでいただいている。

11月と12月には「土曜ことば楽」を開催した。11月には名誉館長の金田一真澄先生に「笑いからことばが生まれる」12月には登山家の花谷泰広さんに「山と対話する」というテーマで

話をしていただいた。

2ページ目からは明野図書館からむかわ図書館までの各図書館の事業報告となる。5月にコロナが2類から5類になったこともあり、各館のイベントも活発に行われている。学校図書館との連携も然りで、学校からの要請を受け、各図書館の職員がブックトークや読み聞かせ等に出向く機会も増えている。

以上、簡単に近況を報告させていただいたが、学校との連携については、地域ごとに分かれて年2回ほど連携会議を開き、学校図書館と図書館が情報交換をしながら子どもの読書活動を推進している。今年度の具体的な取り組みについては、武川小の学校司書から報告する。

学校司書：武川小中、白州小中の学校司書とむかわ図書館、ライブラリーはくしゅうの司書の6名で年間2回の連携会議を開催し情報交換等を行った。今年は特に中央図書館から提案があった「ひとはこ図書館」に取り組み各小中学校と図書館で巡回展示を行った。「ひとはこ図書館」とは、木の箱を図書館に見立て、テーマを決め装飾をしながら本を展示し、小さな図書館を作るという取り組みだか、子どもたちもとても楽しく取り組むことが出来た様だ。また巡回展示をすることで他の学校の子どもたちが作成したものも見る事が出来、参考にもなった。とても好評な取り組みとなった。

その他の連携としては、武川小3年生が作成したPOP、5年生が授業で取り組んだ本のショーウィンドウ、図書委員のおすすめの本などをむかわ図書館に掲示してもらった。そのことで地域の方にもたくさん見ていただける機会が増え、とても良かったと思っている。

また、読書マラソンも学校と図書館がほぼ同時に行うことで、資料を有効活用することが出来、スタンプラリーも連携して行うことが出来て良かった。

事務局：報告は以上。その他詳細は資料を参照してほしい。

【質疑】

議長：質問、意見があればお願いしたい。

委員：様々な取り組みがあつてとても良いと思うが、特に良いと思った点について、2点話をさせていただきたい。

各図書館で1月の初めに、お正月のおみくじや高校生のお茶会など様々な取り組みを行ってとても楽しそうな感じがするが、中でも金田一春彦記念図書館とながさか図書館で行っている、福袋にとっても興味がある。テーマごとに本を入れて、中が見えないようにしてあるものを借りていくのだが、ワクワク感がとてもある。自分で選ぶとどうしても本のジャンルが偏りがちになるが、福袋は普段自分が手に取らないような本が入っている場合もあるので、本のジャンルが広がっていくいい取り組みだと感じた。他の図書館でも取り入れていくといいのではないかと思う。それが1点。

それから、もう1点は先ほどの説明にもあつたが、おすすめのポップの展示や家読、おすすめの本の展示等、小中学校との連携がとてもたくさんあるが、図書館と連携することで、児童生徒にとっては、その学校内にとどまらず地域の図書館に展示してもらおうということで多くの方に見てもらえるということが、大きな励みになるのではないかと思う。逆に、地域の方も子どもたちの本の取り組みを通して学ぶことになったり、その子どもたちを知るいい機会になるのではないかと思う。小中学校の連携はこれからも欠かせないもので、ぜひ続けていっていただきたいと感じた。以上。

議長：各図書館の工夫あるイベントと学校との連携という視点から、広めていってほしいということ

と、続けて行ってほしいというご意見だったと思う。他にあるか。

委員：多彩な事業をたくさん実施していただいて大変ご苦労なことだと思う。それぞれの事業を司書さんたちは事業の目的意識を持って計画し実施していると思う。この中でも特に事業効果が高いのでこれから伸ばしたいもの、またその逆のものもあると思うが、思いつく範囲で結構なので教えてほしい。

事務局：各図書館で様々な事業が行われているが、毎年楽しみしている参加者が多く、キャンセル待ちができるぐらいの事業に湧水講座がある。金田一春彦記念図書館が始め、最近では小淵沢図書館と連携して行っている事業だが、座学と散策の2回講座となっている。1回目の座学で、北杜市や近隣の名水、湧水について学び、2回目は散策で実際に湧水を巡るというイベントだが、散策では北杜市のみならず近隣の原村や富士見まで足を伸ばすこともある。この事業は毎年好評をいただいているイベントで事業効果が高い印象がある。

また、高校生が参加するビブリオバトルというイベントをながさか図書館を中心に行っているが、中高生向けのイベントが少ない中で貴重なイベントとなっている。中高生による書評合戦が行われ、最後にチャンプ本を決めるという熱いバトルが毎年繰り広げられている。

また、すたま森の図書館主催の俳句講座も参加者が多い。実際に俳句の作り方から学び、最後は実際に作ってみるといった流れのイベントとなっている。

@WikipediaTown という事業を開催図書館を交代しながら全体で行っている。これは、地域の史跡等を巡って話を聞いたり、本で調べたりしながら、Wikipediaに載せるという事業だが、今後はもっと深く広く展開していきたいと思っている。

乳幼児向けのお話会については、時間によって集客が見込めない場合もあるので、開催日時等を改善していきながら続けていきたい事業。

委員：今の、乳幼児のおはなし会のように工夫したい点や改善すべき点は他にもあるか。

事務局：北杜市図書館全体として中高生のイベントがあまり行われていないところがある。また、北杜市図書館の課題として、ヤングアダルト世代というか、中高校生の世代の利用が少し落ち込んでいるところもあるので、その辺りに焦点を当ててイベントを計画していきたい。中高生の足を図書館に向けるということも課題になってくると思う。

議長：他に何かあるか。

委員：たくさん事業があり、効果的に実施されていると思った。その中で1点、すたま森の図書館の6月の事業で小学校2年生が生活科の授業で町探検に行ったという報告が前回あったと思うが、利用カードを持っていない子には事前に作成し、図書館に行って実際に本を借りてみるということも行っている。これが始まった頃に少し関わっていたので、今も続いていていいなと思った。今年は孫が対象ですたま森の図書館に行ったが、小さい頃は親と一緒に図書館を利用したのだが、小学校になってからは、平日はスクールバスに乗って帰る子どもが多く、歩いて自分で図書館へ行ける子どもはほとんどいないので、実際に図書館に行って、自分で本を見て借りるという経験が出来なかったが、今回みんなで行って来て本を借りてきた。やはり自分で選んだ本というのが嬉しくて、それからまた返したり借りたりを何度か繰り返した。あれからもう半年以上経っているが、私が借りる時にまた借りてきてねなどと言いながら今も楽しんでいる。今日はすたまの司書さんがいらっしゃらないのでわからないと思うが、町探検の後、小学生の利用が増えたかどうか。こういうこともとてもいいと思ひ発言させていただいた。

議長：その後利用状況に何か変化があったか、わかる範囲で教えてほしいということだが。

事務局：今すぐに答えることは出来ないが、後日回答させていただく形でどうか。

委員：回答は特に必要ない。図書館に行くという機会がなかったが、図書館に行くという経験をしたことで敷居が低くなり自由に利用していいのだということがわかり、好きになって良かったと思う。学校の図書館とは違うたくさんの本もあるのでそういうこともいいなと思った。

議長：その他どうか。

委員：本が大好きな子どもたちは結構たくさんいる。活動報告を見ていく中で、保育園の読み聞かせや小学校、中学校へのブックトークなど、保育園や学校へ出向き、子どもたちが本に触れる機会を意識的に作り出してくれていて大変いいと思う。

私もボランティアで朝の読み聞かせに参加しているが、本を選ぶときにどんなものかいいのかと苦戦している。そんな中で、どんな本を選んでもいつも子どもはとてもキラキラした目で聞いてくれる。だから、そういった面でいろいろな本を子どもたちに紹介してあげることがいいのではないかと思うが、学校の中に入ってみるともっと学校図書館を充実させてあげたら、子どもたちも嬉しいのではないかと思うことが度々ある。だから、図書館もそうだが、子どもにとっては一番身近な学校図書館を充実させる工夫を合わせて考えていっていただきたいと思う。読み聞かせに参加するようになって感じたので、よろしくお願ひしたい。

事務局：学校の図書館についてはこことは所轄が違って学校教育の担当になるのだが、本は学校予算の中で購入しているのでそれはできる範囲の中で運営していると思う。その上で少ないというような状況はあるので、そこは貸し借りを含めた公共図書館との連携や物流の充実なども考えている。コミュニティ・コモンズの話もあるので、学校も含めた物流は充実させていきたいと考えている。

議長：その他、よろしいか。第1号議案については以上で終了。

(2) 図書館の例規整備について

事務局より資料2に基づき説明

まず、図書館条例から順を追って説明をしたい。内容については、図書館条例の整備についてということで、今後コミュニティ・コモンズの設置に伴い、以下の内容に基づいて図書館条例の一部改正、図書館条例施行規則の一部改正の準備をしているところである。また、コミュニティ・コモンズの設置条例の制定、コミュニティ・コモンズ設置条例の施行規則の制定と合わせて4つの一部改正と制定を準備しているところである。今後の予定としては、次の議会で、一部改正を含めた制定等を上程し、審議いただくという格好になっている。施行の予定日については、令和6年の10月からという内容になっている。

資料2よりまず最初に図書館については、すたま森の図書館、ながさか図書館、金田一春彦春記念図書館の3館となる。コミュニティ・コモンズについては、残りの5館ということで、明野、高根、小淵沢、白州、武川の5つのコモンズとなる。そのような体制になることに合わせて図書館条例の一部改正を行うということになっており、一部改正の内容については、まず最初に名称及び位置、第2条というところで現在の条例の方を見ていただくと名称及び位置は8館並んで記載がしてある。今後図書館は3館ということになるので、5館分の記載を削除するという一部改正となる。図書館の条例については以上。

次ページ。図書館条例の施行規則になる。第4条に休館日を定めるということで、8館の記載があるが、改正により5館分については、この項目が削除されるという形になる。開館時間、第5条についても8館分の開館時間が記載してあるが、5館分については削除するという内容になっ

ている。

次ページ。第10条で貸出しの関係になるが、その第2号貸出し点数は、市内8館の合計という記載になっているが、3館の合計ということで、貸出のきまりを改正するというような内容になっている。図書館条例施行規則の一部改正については以上。

次に制定については資料2の頭の紙となり、それで説明をさせていただく。まず、コミュニティ・コモンズと設置条例の制定について。条例の骨組みについてという格好になるが、5館についての名称及び位置を定めるということで、図書館条例であったような表記と同じような形でコモンズに対しての名称及び位置を定めていく。続いて職員についても定めており、所長及び、必要な職員を置くことができるというような内容である。次に管理についても教育委員会での管理という内容になる。利用の制限については、図書館と同じような格好になるが、施設の利用に関して不適当な場合は制限して禁止することができるといった内容になっている。次に、入場料については無料であるということをしかりと定めていく予定であり、損害賠償についての内容、また現状回復の義務についての内容、販売行為等の禁止についてを条例で謳っていく予定。また委任については、その他必要な事項に関しては規則で定めるというような内容になる。そういった項目について定めるということで議会に提出しているところなので、まだ原文がなくここで示すことは出来ないが、内容としては、これらの項目に従ってコモンズ条例を作っていく。図書館条例と似たような形になっていくと思う。

続いてコミュニティ・コモンズ設置条例施行規則の制定について、こちらについても骨子ということになるが、まずコミュニティ・コモンズで行う事業を定めるということで、以下のような定めをしていく予定。コミュニティ・コモンズに備え付けてある図書、雑誌その他資料の整理及び保存。図書等の閲覧、複写、情報の提供。図書館資料の予約並びに予約した資料の貸出し及び返却。レファレンスの受付。図書館、公民館その他の公共施設との連絡調整。文化交流活動等の場の提供。ボランティア活動等の場の提供。その他といったような形で事業の定めを行う予定。続いて休館日と開館時間については図書館の規則でもあったように、今までの内容をこちらの方で謳っていきたいということで、その5館についての休館日、開館時間を定めていく予定。続いて図書館資料の予約方法や手順、貸し出し等も含めて規則の中で謳っていく。また、ボランティア活動についての規定もそこで定めていく。また、図書等の複写の申請や複写資料の取り扱い等の規定を定める。また、その他についてということの各項目について規則の方で謳っていくという予定。このことを今度の3月の議会で上程させていただき、ご審議いただくということになる。以上をもって今回の一部改正とコミュニティ・コモンズの制定についての説明とさせていただく。

【質疑】

議長：質問、意見があればお願いしたい。

委員：昨日の夕方この資料が届いた。図書館の例規の整備についてという議題だったため、いわゆる図書館再編問題ではなく、今ある例規を改正するのだと誤解をしていたのだが、この資料は、まさに今図書館についての一番の問題になっている、図書館再編問題の特に市の方向性がはっきり打ち出されている内容だったので驚いた。そういうことなので、ここでその問題についてまず質問させていただきたいと思う。

このような骨子と流れでこれからの図書館の再編を進める。つまり、3月の市議会に図書館条例の改正と、コミュニティ・コモンズの設置条例を出して、通れば半年置いて10月から正式に実施するという流れを想定されていると理解した。前回の8月の第1回の時にも申し上げたが、

ぜひもっと協議会を頻繁に開いて、市民代表の意見を反映してこの問題に対応していただきたいとお願いしていたが、残念ながら昨年と同じような流れになって、今日2回目で最後の協議会となってしまったことは大変残念。今手元に配られたこの意見書というのが、図書館適正配置等検討委員会から出された提言についての意見書を募集した結果、128通の意見が寄せられたということだが、実はこれについて、私が11月半ばに館長さんに意見書をぜひ公表して欲しい、少なくとも協議会委員には公表して欲しいとお願いしたのだが、館長さんには本協議会で概要をお示しするのでということで拒否されてしまった。その後、図書館問題を考えるヤマネの会からも同様の公表申し入れが文書でなされたが、これも拒否されたとのこと。続いて12月21日に北杜市議会全員協議会が開かれ、市議さんからの要望に答えて市側が意見書の概要を当初は口頭で、結局文章で提示したものがこの内容ということだとのこと。そこでこの128通の意見書原文をぜひ読みたいということで、前協議会委員だった方が12月の末に市に情報開示請求をしたところ、1月に個人情報に関わる部分は黒塗りで意見書全部がようやく公開され、私もそのコピーを全文読ませてもらうことができた。このような流れで結局は公開せざるを得ない文章、しかも市の内部文書でもなく公募した市民の意見書を公開するのにこれだけの手数をかける、これはもうお粗末で市民感情を逆なでするような対応だということで、私としては遺憾であり猛省を促したいと思っている。この128通を全て読んだところ、うち提言に賛成はわずか数人。残りのほとんどが反対。コミュニティ・コモンズについても、もろ手を挙げて賛成というのは0、趣旨は理解できるが名称は日本語にしてもらいたい、わかりにくいといった条件付きの賛成意見が散見される程度だった。意見の中にはコミュニティ・コモンズになる5館からは、蔵書は全て撤去されてしまうのではないかという誤解をしたものもあった。これは裏返せば市の説明不足、広報不足の反映ではないかと思う。この128通に上った意見は、図書館問題、図書館再編問題にどのように反映されるのかお聞きしたい。

議長：事務局より説明をお願いしたい。

事務局：今回の意見書は通常の計画等で実施するパブリックコメントとは違い、検討委員会から出された提言書を広く周知するという意味で行っている。その中で特に、回答等はせず内部の参考資料にさせていただくということを明記し、忌憚のない意見をお聞かせくださいというような形を取ったので、公表については考えておらず、参考にさせていただいたという内容になる。これらの意見の中には非常に貴重な意見もたくさんあったと思っている。その中で反対が多かったことは事実だが、反対の内容もよく見ていくと、本がなくなってしまうのではないかと、司書がいなくなってしまうのではないかとかいうところを危惧し、反対している内容というのが見受けられた。ご指摘のように我々の説明不足なところもあるが、そのような不安に対しても対応可能なもの、対応できないもの等整理し、不安を解消するような中身を作り上げる中でコミュニティ・コモンズ、図書館の再編を実施していきたいと考えている。

委員：ぜひ前向きにこの意見を取り込んで、今後の施策の推進に役立てていただきたいと思う。このことについて誤解して全く何にもなくなってしまうのではないかの様に思っている方も結構いるので、これはやはり周知不足なところがあるので、本来はやはり市がこの図書館の再編でコミュニティ・コモンズを導入したいという大変革なので、この大変革をするということでは、市民の理解と納得を得ながら進めるという大前提が必要。だから、市の広報誌を前面活用してPRする、あるいは市長と語る会や市報の一面で大々的にPRして、ぜひ利用してくださいと呼びかけることもいいのではないかと。また、図書館再編問題に特化した市長と語る会を開くなど

この構想をスムーズに進めようと思うなら尚更、そのような機会をもっともって設けて、市民との対話の場を広げていくことが重要だと思う。現に中学校の統廃合問題では、そのテーマに特化して保護者向けと地域向けに説明会を開いている。何故中学問題では個別の説明会を開いているのに、図書館問題では開かないのか。せめて、その図書館からコミュニティ・コモンズに変わってしまう地域に出向いて行って説明するといった誠意を見せていただけないかと思う。

議長：では、事務局から。

事務局：これまでの市長と語る会の中でも説明をさせていただいており、市としてもできる限りのことはしているところ。今回条例の話させていただいたが、条例でこれから進むべき道、方向性をしっかり定める中で、地域の意見は聞いていきたいと思っている。以上。

委員：もう少し前向きに、せめて中学校統廃合問題と同じような感じで、これに特化した語る会というものを前向きに実施するという様な答えが欲しかった。再考をお願いしたい。

次に、今年に入って1月23日に市議会の意見交換会が開かれた。市側から北杜市図書館の再編についてという表題の文書が配布され、それに基づいて市側から詳細にわたる説明がなされ、市議さんからも活発な質問や意見が出されたと聞いている。ぜひその文書を、この協議会の場でも配布して皆さんに読んでいただき議論をしたいと思うがいかがか。

事務局：今のご質問に答えると、1月23日に議員の皆様との意見交換という形で、資料を示させていただいた。その中でコミュニティ・コモンズのあり方も含めてご意見をいただいているところなので、精度を上げる中でこの協議会の場でも委員の皆さんに相談をしたいと考えている。以上。

委員：今日はもう2月15日で、3月議会には条例改正と条例制定を提案すると言っている。ではこれからもう1回、この再編の文章をもって協議会を開催していただけるのか。そうでなければ、やはり今日配っていただかなければ話にならないと思うが。いずれにしても市長や教育委員会は、あらゆる機会を捉えて市民に十分説明を尽くし、理解と納得を得ながら推進することと言っているにもかかわらず、この市民の代表とも言えるこの協議会という場で正式に議事にもせず、きちんと報告も説明もしようとしな。市議さんには意見交換会という場で再編案を提示し意見を聞いたにもかかわらず肝心の本協議会では資料配布すらしない。しかもその理由が、確定した案ではないから出せないということの様だが全く理解できない。確定したからでは意味がないではないか。まさに図書館法で謳っている図書館奉仕そのものに大影響を与える施策を実施しようとしている今こそ、本協議会に再編案を提示し委員の率直な意見を聞いてそれを取り入れるべき時ではないか。私は図書館広報誌やまね便りを愛読しているが、最新の81号は素晴らしと思う。特に8つある図書館の特徴を見事に記事にしている、そのセンスの良さに感服した。また、81号には館長さんの自己紹介も載っており、若い頃は図書館学を学ばれ大泉図書館に勤務されていたことを知った。もちろん司書の資格もお持ちだと思うが間違いないか。そのような館長さんに対して釈迦に説法になってしまうが、図書館法第7条の2には、文部科学大臣は図書館の健全な発達を図るために図書館の設置及び運営上望ましい基準を定めこれを公表すると謳っている。これを受けて平成24年の告示では、市町村教育委員会は図書館協議会を設置し地域の実情を踏まえ利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるように努めるものとする告示している。このような法の精神からも、この場で統廃合問題の議論を尽くすのは当たり前ではないか。そこで、北杜市立図書館の再編についてという文書を配布していただけないのは大変残念だが、私は議員さんからコピーをいただき、意見交換会で話された概要をお聞きしたので、その内容及び市議の意見交換会、それから配布された資料2で明らかになったこの問題について正

す。まず、検討委員会の提言との相違点を伺う。第1に提言では8館すべてにコミュニティ・コモンズ機能を持たせるとなっているが、文書では5館のみコミュニティ・コモンズになると変わっている。つまり、図書館として残す3館にはコミュニティ・コモンズ機能は持たせないと、変わったという理解でよろしいか。

事務局：3館に対しても地域の交流の場となるようなことは考えている。

委員：では、コミュニティ・コモンズの機能も持たせるということか。

事務局：その通りで、図書館という名前ではあるが、もちろん地域のコミュニティは作っていききたいと思っている。

委員：中身的にはそのような機能を持ったものになるということで承知した。次に、提言では書架の大幅な整理ということ謳っているが、今回出されている再編についてという文章の中では、居場所確保のために資料整理という表現になっている。この意味するところをお教えていただきたい。

事務局：まずは場所を確保するにも資料の整理が必要になるので、そこを進めていくといった内容になっている。居場所の確保、多目的スペースの確保というところでは、どうしても図書館の中の資料の整備ということが必要になるのでそれは順次進めていくということで考えている。

委員：その提言では大幅な書架の整理とあり、それを読んだ時にこれは大変なことになると思った。その提言の表現から言うと、7、8割ぐらいの書架が無くなってしまわないかと思ったが、今回出てきたものは逆にになっていた。ほんの一部という感じになっていたので、そこを確認したかった。

事務局：居場所のスペースをどの程度取るかにもよるが、それに合わせて書架の整理をしたい。今回議員さんに示させていただいたのは、10月に向けて資料の整理も急には出来ないの、出来る範囲の中でのお示しをさせていただいたという内容になっている。

委員：承知した。ということは、当面あのような感じにするということで、今後はもっと広がっていく可能性があるという理解でよろしいか。もう一つ、今度は逆に3館の図書館の方で図書館機能を強化すると謳っているが、抽象的でイメージが湧きにくい。確か12年前に作られた提言でも同じようなこと言っていたはずだが、あまり変わり映えしないのではないかと思う。3館それぞれに特徴を持たせると言っているが、例えばすたま森の図書館は、乳幼児、児童の利用が活発なことから乳幼児、児童資料を重点配置するというようなことを言っているが、他の2館を利用する子どもはどうするのかと突っ込みたくなるような内容で、無理やり特色をひねり出していると思えない。現在の8館のテーマごとの方がすっきりしていて分かり易いと思えないがいかがか。

事務局：図書館についての機能強化ということになっているが、今現在北杜市の図書館は8つで1つという考え方で、資料及び人的配置については8分散しているのが現実。例えば単純に80万円予算があった場合は、各館で10万円ずつといったような資料の配置になっている。そうすると、各図書館に対して、資料の構成からすると基本ベースの資料があって、それで終わってしまう。そうではなく今度は3館にすることで、同じ予算はかけるが、基本ベースがあり、そのプラスアルファの部分も資料として充実できるというような考えを持っている。人に関しても今はそれぞれの図書館に配置し、それぞれで仕事をしていただいている。各館の運営となると、やはり毎日のルーティンから施設の管理等、図書の仕事とはあまり関係のない仕事も施設管理の中ではある。それを8館それぞれで行っていることになるので、3館に集約する中で司書としての専門性を十

分に引き出していきたいと思う。また、各館の職員を見るとかなり力のある方たちがたくさんいるので、そういう方たちがそこだけで仕事しているというよりも、市全体を見ていただく中で、力を発揮していただきたいと考えている。3館の特徴も持たせた資料構成をしていこうという提案を意見交換で出させていただいている。これもまさに意見交換の意見として、いろいろな意見をいただければ検討の余地もあり、参考にさせていただきたいと思っている。図書館員の中からこのような意見も出てきたので案として出させていただいているが、もちろんすたま森の図書館で乳幼児の資料を重点配置することで、他の館の乳幼児の本が全くなくなるという極端な話ではなく、基本ベースはある上で更に充実させていきたいという考え。金田一春彦記念図書館は調べ学習に重点を置き、大人の方のレファレンスブックなどを配置したらどうかというような司書からの提案もあったので、それこそ構築については協議会でご意見をいただければ非常に有難いと思っている。

議長：よろしいか。傍聴人は静かにお願いしたい。

それぞれの捉え方や考え方というものはあると思うが、図書館協議委員さんの図書館に関する思いというのは、皆同じものを持っていると私も思う。他に意見や質問はあるか。

委員：このコミュニティ・コモنزの設置条例の制定を3月の議会ですることだったがそれはかなり細かいことまで決まるのか。

事務局：内容的には、図書館条例と図書館の規則をこうやって見ていただいているが、それと全く同じというわけではないが準じたような構成になっていくので、あくまで条例となると外枠というもの定めという形になる。

委員：細かいこともお聞きしたいのだが、例えば今中央館で行っているような全体事業はその図書館の3館に集約されていくようになるということか。中央館は残るのか。

事務局：中央館は残る。

委員：了承した。全体事業等はそのまま中央館で取りまとめ、3館の図書館は今各図書館が行っているようなオリジナルの事業を継続する。そしてコミュニティ・コモنزになった例えば、小淵沢の事業は3館から派遣という形で連携を取りながら継続するというような考え方でよろしいか。

事務局：おはなし会等は定期的に行っているので、きちんと図書館員を配置する中でおはなし会の開催は継続していきたいと思っている。イベントも変わる可能性もあるが、同じように継続していきたいと思っている。

委員：休館日、開館時間について、休館日は今週1日だが、同じような認識でよろしいか。

事務局：現段階では変更は考えていないので、今の休館日、開館時間をそのままコモنزに持っていく予定でいる。

委員：小淵沢で言わせていただくと、昔公民館の中に図書室というものがあったのだが、コモنزにはそのようなイメージを持っているが、そこにいた方は司書ではなかった。私も司書の資格を持っていなかったが図書館のアルバイトをさせていただいた経緯もあるので、必ず司書がいなければいけないというものでもないと思っている。必ず司書は全部に配置すべきという方もいるが、司書の資格がなくても貸し借りなどは出来るし、レファレンスでわからないことは図書館の3館と連携する中で出来ることだと思う。司書さんの今の状況を伺うと、応募してくる方が少ないということも聞いていてなかなか司書の確保も難しいのだろうと思うので、その辺りは皆さんも司書がいるのは当たり前だろうみたいと思うし、もちろんいるに越したことはないが、それが必ずなのかどうかは疑問。

事務局：司書の必要性については私も感じており、専門意識を高く持った中で仕事をしていこうということを職員に言っているのだが、こういう意見でもあるように司書は大事だと思っているので、常駐とはいかないと思うが週何回と定める中でしっかり司書が巡回したり、司書を配置したりということは考えていきたいと思っている。

委員：はい。そういう形がいいのではないかと思う。毎日必ず常駐となると今と変わらなくなってしまうので、そういう形でもいいのかなと思った。

これは少し余談になるかもしれないが、先程中学と同じように各地域で説明会をという意見があったが、中学を減らす統廃合と図書館の統廃合を、私は同じレベルで語れるのかというか、そんなに人が来るのかというのが少し疑問に思う。その辺はどうか。実施するのかどうかはこれから検討すると思うが、そんなに来るのかなと思った。

事務局：ご意見もあるのでそこは必要に応じて考えていきたいと思う。

議長：また少し見方も変えてみて、考えるという意見だったと思うが、他にあるか。

委員：そもそものところの質問だが、このコミュニティ・コモンズは図書館法に基づいて設置できるものなのか。

事務局：コミュニティ・コモンズについてはそうではない。今回条例改正をする中で図書館条例に残るものは3館になるので、図書館法に基づくものは3館となる。他は教育施設ということでコミュニティ・コモンズの設置を行っていくので、図書館法に基づかない施設となる。

委員：管轄部署は。

事務局：中央図書館となる。

委員：中央図書館が管轄する教育施設ということになるということか。了承した。

委員：図書館法に基づかないコミュニティ・コモンズというものを中央図書館が管理するというのは、法的には問題がないのか。

事務局：問題ない。

委員：法律上の根拠の規定みたいなものはあるのか。何々法第几条何項に基づくなどはあるか。それをご披瀝いただきたい。

事務局：根拠法令については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条となる。

委員：その条文をお願いしたい。

事務局：現在手持ちにないので申し訳ない。

委員：了承した。では後でご提示願いたい。ということつまり、図書館ではないけれども図書館長が管理責任を負うという理解でよろしいか。

事務局：条例上の管理というところは教育委員会となる。所属としては中央図書館となるので、実務的には図書館長となる。

委員：了承した。

委員：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条を検索したので、読み上げる。「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる」というもの。眼目は2つあり、法律で定める図書館法、博物館法等そのような法律で定めるところにより教育機関を設置できる。また、それとは別に地方公共団体独自の条例で、必要な教育機関を設置できるとご理解いただければいいと思う。

議長：他に何かあるか。

委員：今度は今問題になったコミュニティ・コモンズのことについてお聞きしたい。今日配布されたこの資料を見ても、私が市議さんからいただいたコピーを見ても、この中で大変盛りだくさんの業務が列挙されている。コモンズに配置する人数は確認していないが、多分複数置くということとはあまり考えられないので、私は勝手に1人かなと思っているが、本当にこれだけのスケールの仕事を事務員さんが管理しきれぬのかと疑問に思う。日常的には図書館長が管理責任を負うのだろうが、日常はたった1人の事務員さんでこれだけの業務を行うのは、とても無理ではないのかというのが率直な感想。しかもその方が司書ではないということであれば、例えばレファレンスの受け付という表現があるが、これは答えることが出来ないで受付だけをするということになるということか。現状図書館では、利用者が司書さんに口頭で質問して要望し、基本その場で対応していると思うが今度のコミュニティ・コモンズではただ受け付けるということで、質問や要望を文書にまとめそれを図書館に送り、その回答を待つといったイメージしか湧かないのだがそういうことか。

事務局：まず、事務員のところから話が始まっているかと思うが、コミュニティ・コモンズに1人置く、2人置くとは一言も言っていない気がするのだが、そこは委員さんが誤解を与えるような形での発言になっていると思う。現状今考えているのは、制度の変わり目で資料の整理もあるので、ぜひ協力してほしいということで今と同じ人数の司書を配置していきたいと考えている。

レファレンスの受付については、聞かれてその場で答えるという俗に言うクイックレファレンスは本の案内程度のもので、一般的なレファレンスはその場で回答することはかなり難しいところもあるので、現状を見ても時間を少しいただいて図書館の資料を活用する中での、回答を行っている。そういった現状を踏まえ、利用者の方にはしっかりとした回答をしていくということと、先程申し上げたように司書の配置を検討しているので、利便性をなるべく損なわないようにということは考えている。

議長：よろしいか。

委員：きちんと聞き取れなかったのだが、つまりこのコミュニティ・コモンズに配置される職員は、司書になると当面理解してよろしいか。

事務局：当面司書の配置を行っていく。

委員：当面ということは、逆に言うと将来的には司書ではなくなる可能性が高いということか。

事務局：将来的には当初申し上げたような形で司書は例えば週3回とか4回という形で配置をしていく。全く置かないということではなく日にちを限定する中で配置する形で考えている。

委員：了承した。もう一つよろしいか。実は皆さんにお配りしていただけなかった資料の中に具体的にコミュニティ・コモンズがイメージできる図がある。これはたかね図書館だが、この中の2つの棚を撤去し、そのスペースをコミュニティ・コモンズで交流する場所にするというものが今市が考えている案となっている。これは先日の意見交換会で市議さんが質して出てきた答えなのだが、2つの棚だと例えば明野は1500冊ぐらい、たかねは2000冊ぐらい撤去されることになる。果たしてこれで何平米になるのかは分からないが、日本初の画期的な住民交流場という謳い文句とは裏腹の貧弱な居場所になるのではないかと私はそう思った。また市議さんによれば、先程館長もおっしゃったが、司書は週2、3回、巡回とイベントの時に派遣すると。新聞、雑誌は置くが新刊書はなし。コミュニティ・コモンズ館内の資料、つまり在庫本等の貸し出しもなしで館内で読むのみ。貸出し返却は3館、いわゆる図書館として残る3館で予約したもののみとい

う話だった。山梨県の図書館白書によれば2022年現在の北杜市図書館の蔵書は総計約45万冊、うち棚の撤去によって最大約1万冊減るとしても44万冊が残る。うちコミュニティ・コモンズ5館の蔵書総数約23万マイナス1万イコール22万冊は残る計算になる。市の再建案の通りだと、5つのコミュニティ・コモンズに残るこの膨大な本などは、そこに来場した人がその場で読めるだけで、貸し出しは一切なし。ということはコミュニティ・コモンズに置かれた本は北杜市図書館の蔵書リストから外され、SNSで検索してもヒットせず、存在すらすることができなくなり、ほとんどの市民が目にするができなくなる。今、ヤマネットで多くの本が貸借されているが、少なくとも半分程は宝の持ち腐れ同然で、言わば死んだ本がコミュニティ・コモンズ内の大部分を占拠するということになりかねない。また、資料2によれば、入場料は取らないということなので安心したが、両方読ませていただき、私がコミュニティ・コモンズに持ったイメージというのは以上となるが、何か間違っているところとかあれば教えていただきたい。

事務局：まず1点、先ほど司書は3日もしくは4日という表現をさせていただいたと思うが、委員さんが今、2日、3日と言われたところで、伝わっていないのだなととても残念な思いがした。本についても非常に理解がされておらず、難しいというか残念なところもあった。図書館にある本、今の8館にある本は全て図書館の本としての位置付けを行っていく。たかね図書館にある本はコモンズになった段階で、全て図書館の本として、例えば金田一春彦記念図書館の所属本ということで取り扱う。本の置き場所については全てを金田一に持ってくるわけにはいかないの、当面、たかねに置いて貸出し等は行っていく予定でいる。図書館の本として貸出しを行っていく。それと同時に数年かけて本は整理していく。交流スペースや多目的スペースという必要なスペースを作りたいと思うので、そのための資料整理を行っていくことになる。そうすると徐々に徐々に本は減っていくという形にはなるが、その間は本の貸出しを行っていく予定でいる。時間はかかると思っているが、ある程度形ができたところで今後、本は回転していかないのかと思われるところがあると思うが、今度は図書館の方で少しセクションした本をコモンズの方に設置していくということを考えているが、その際そこは今度は図書館の本としてではなく、コモンズに備える本として置き、館内で利用していただこうと考えている。

議長：そろそろ時間になるので、よろしいか。

委員：そうすると要するに今おっしゃったことは、先ほどの司書さんの配置もそうだが、結局、当面は図書館の本として管理するが、ゆくゆくはそういう感じではなくそこだけの本として図書室みたいなイメージになっていくという理解でよろしいか。どのくらい期間がかかるかわからないがそういう方向性だということ。

事務局：将来的にはその館全体としてコミュニティ・コモンズという生涯学習施設という位置付けにしてその中に皆さんが本に触れる部分もあったり、地域のコミュニティの部分もあったりとそういったもう少し大きく捉えた形の生涯学習施設というものを目指しており、本に関わる部分については司書がやはり関わって地域の住民の図書サービスポイントという言い方をしているが、本に関わる部分については、地域の方との繋がり役を司書が担うというような考えを持っている。

委員：私がいただいたコピーを提示しながら市議さんたちのご意見を聞いたようだが、市議さんたち何人かから聞いた話によると、コミュニティ・コモンズでいいのではないかと思っていた議員さんも、8館を残したいと思っていた議員さんも、どちらもこの提案は中途半端な内容で疑問や質問が噴出したと聞いているが、この市議さんたちの反応を市はどのように受け止めて、どう対応しようとしているのかをお聞きしたい。いずれにしても今度コミュニティ・コモンズになる場所

でも、借りて行って読むことが当面はできるという風に理解してよろしいか。それだけ最後にお聞きしたい。

事務局：先ほど説明した内容で本の貸出しをすると考えている。

委員：市議さんの反応については。

事務局：様々なご意見をいただく中で、例えば地域のコミュニティの場所、多目的のスペース、これでは少ないのではないかという意見もあったり、ほとんど変わらないのではないかという意見もあるので、議員の皆様にはいただいた意見を参考にしながら今後、コミュニティ・コモンズを作っていくように今回条例の改正等を出させていただいている。

議長：委員の意見を途中で終わらせるようではなく、せっかくの場なので、ここで話をさせていただくことは大事なことだと思う。事務局の方でも丁寧に返答をしていただき、大変良かったのではないかと思う。協議会委員のその北杜市の図書館に対するこれまでの関わりと考えは同じ部分はたくさんあると思うので、市の考え方を汲みながら、提言書の中にある図書館機能ということに対して、どのように考えるのかというところが、多分話し合いで一番意見を聞きたい、言いたいところなのではないかと思う。今事務局の方できちんと説明をしていただいた。ただ時間的にこれから議会で検討されて、10月に施行予定ということもあったので、その時期も含めて検討していただき、そしてその思いを汲んでいただきながらより良い図書館運営ができればいいと思う。より良いものを作るには、お互いに歩み寄らなければならない部分もある。思いはきちんと汲んでいただきながら、より良いものになればいいのではないかと思う。議長としてこのようなことを発言していいのかわからないが、そういう立場でこの協議会も考えていきたい。事務局でもぜひ検討していきながら、より良いものにしていただければと思う。この議案についてはよろしいか。

委員：技術論になるがいくつか質問させてほしい。まず、このコミュニティ・コモンズの設置条例を図書館条例と別立てにした意図を教えてください。

事務局：先ほども申し上げたように目指すところが全体を大きな目を見た生涯学習施設というところなので、今回は図書館の再編から始まっているので、図書館が説明させていただく中で進めているが、将来の姿としては生涯学習施設という形を考えているので、図書館法から外して図書の部分についてはその中の一角という捉え方をしている。

委員：わかりやすいと思う。ただコミュニティ・コモンズの施行規則の中の事業で図書館と関わる部分が非常にたくさんあるので、この辺りを図書館条例あるいはコミュニティ・コモンズの条例、例規の中でどのように位置付けていくのかということは工夫が必要だと思う。委員さんからもコミュニティ・コモンズについて色々質問いただいたが、一般の市民の皆さんはなおのこと理解が難しいと思うのでそこは例規の作り方に工夫が必要なのではないかと思う。また議員さんからもおそらくそのようなご意見が出てくるかと思うが、そのように思った。

2つ目だが、これが3月議会で上程されてこれから広報あるいは議会報その他でだんだん市民の目に触れていく機会が増えていくと思う。これだけ見ると図書館が8館から3館になり、コミュニティ・コモンズという何かよく分からないが、何かそういうものができるとそこで終わってしまうような気がする。委員さんが危惧されていたように少しPR不足。この先図書館はどうなっていくのか。今はおそらく過渡的な状態だと思う。適正配置等の検討委員会の中でも、将来に向けての提言というところでより規模の大きな北杜市にふさわしい図書館の整備を望む提言もあった。すぐさま具体的にビジョンを市民にお示しすることは、確かに難しいこととは思うが、

やはり将来展望がないと市民の皆さんは8館あるものが減らされるというところばかりを受け取ってしまい、この先の展望や将来の夢というものがなくなってしまうことになってしまい、市民の皆さんのご理解が少し損なわれてしまわないか心配をした。その辺りは、その提言の中にある財政状況も勘案しつつ、将来的にはというところはある程度、市民の皆さんにも伝わるようにした方がいいと感じた。以上。

委員：副会長と同じ意見で、周知不足となっていると思う。ここは本当に大事なところだと思う。私自身もコミュニティ・コモンズの本は一般の人には貸出ししないという風に理解、誤解していた。いずれそうなるという点ではやはりこれから問題にしていかなければならないが。それくらいの状況の中でもう3月にこういうものを市民がよく知らないうちに、署名を今ヤマネの会たちが取り組んでいるが、うちの図書館は図書館ではなくなるの？と返ってくる答えがたくさんあるという。そのような状況の中で、正しくその姿を理解してもらいながら進めていくことが良いのではないか。これを3月の議会を通してしまっただけで本当に市民がついていけるのか、理解できるのかということは、本当に厳しい。10月にもう手をつけるということは、周知期間が半年間あるとはいえ、少し乱暴ではないかと思うので、例えば市報の号外を出し、それで市の考え方とそうでない市民の例えばヤマネの会の考え方みたいなものを両方紹介し、市民にどちらの方が進むべき道なのかというようなことを知らせるとか、それから週間ほくとニュースでこういう問題について、市民に知らせていく等はどうか。本当に市民の理解と納得を得ながらこのことは進めていくということをししないと禍根を残すのではないかと思うので、3月議会での条例の提案は断念していただいてこの協議会でも引き続き議論をして、市民と真摯に向き合って誠意を尽くして合意形成に努めてから進めていただきたいということを最後をお願いしておく。

事務局：ご意見として伺っておく。

議長：それでは、第2の議案については以上で終了したい。続いて第3号その他について事務局から説明をお願いしたい。

(3) その他

① 北杜市図書館適正配置等検討に関する提言書 に関する意見提出のまとめについて

事務局より追加資料基づき説明

図書館に適正配置の提言書を設置した際に、皆様から頂戴した意見をまとめたものとなる。実際の内容はかなりボリュームのあるものになっているが、要約させていただいた中でまとめとさせていただいているので、参考にしていただきたい。図書館としても先ほども説明した通り、これらの内容をクリアできる部分もあると考えているので、そのような部分は取り組んでいければと考えている。

② 新年度の予算について

事務局より説明

図書費について特出ししてご説明する。図書購入費及び雑誌購入費については、概ね今年度並みの予算を維持できる予定。具体的には図書購入費については、令和5年度は9,102,890円の予算だったが、令和6年度は、9,205,151円となり今年度と比べ約10万円程度増額になる予定。雑誌の購入費についても今年度1,178,760円に対し同額の金額を維持できる予定となっている。来年度予算についてはまだ成立していないので、あくまでも現段階での説明となることを了承いただきたい。

③ こども図書館まつりについて

事務局より説明

各館で子どもを対象にした事業を毎年行っているが、北杜市図書館全体として子どもと保護者を対象に子ども図書館まつりを開催してきた。新型コロナの影響を受け令和2年度はやむなく中止とし、3年度と4年度は感染予防対策を行いながら開催した。今年度は事業の見直しを行うため一旦休止している。各館の司書や周りから全体として開催することも図書館まつりは北杜市図書館として開催してほしいという声が上がっているため、来年度は再開する予定。コロナが5類に移行されたことから来年度は再開し、市政20周年記念子ども図書館まつりと題して開催することになっている。

過去には絵本作家や児童作家を呼んだり、市のボランティア団体におはなし会をしていただくなどして行ってきた子ども図書館まつりだが、この場で協議員の皆様から子ども図書館まつりに関して、せっかく開催するのであればこのような内容で行ったらどうかというようなお知恵やご意見等をいただけたら幸いだと思うので、事務局から投げかけをしたいと思うがいかがか。

④ 館内掲示申請について

事務局より追加資料（館内掲示申請書）に基づき説明

表面が申請書になっており、裏面に注意書きが記載されている。図書館で苦慮する件があり、今回出ささせていただいている。特に具体的な項目がどうこうということはないが、一般論として聞いてほしい。掲示については図書館での掲示ということで、講演、講座、コンサートの案内、各種教室、映画会、イベントなど文化芸術に関するものをメインで掲示している。

以前協議もあったような内容の中には、任意の団体の会報のようなものもある。例えば戦争問題や護憲問題、公共事業に関することや行政の方針に反するもの等もちろんあるが、様々な会の活動については今現在掲示の対象としている。

また、学習やスポーツの無料体験のような掲示物はグレーなところもあるが、掲示許可はほとんど出している。

不可となるものは明らかに営利目的な場合で、ピアノ教室の生徒募集、学習塾の募集等はお断りしている。また、明らかに間違った記事が掲載されているときはお断りする場合がある。先ほど申し上げたグレーというところでは、人のメンタル的な話の中で癒される講習会や精神を謳ったようなものがある。裏面で宗教的なものはNGということで記載しているが、判断がしにくいものがどうしても出てきてしまう。そのような場合は内容を伺う中で掲示許可を出すこともある。そのようなところに図書館としては苦慮している状況があることを認識していただく中で、また次の話題にもなるかと思いい状況を説明させていただいている。

最近チラシに署名が入ったものもあり、署名活動に類するというので不可とすることを考えている。図書館という公の施設でのビラの配布、署名活動等はお断りしているが、チラシとしてそのような内容があるものはお断りしている状況なので、確認という意味で今の現状を伝えさせていただいた。委員の皆様からも何かご意見があれば参考にしたいと思っている。

その他の4つについて事務局からは以上。

議長：4つ提案していただいたが、一括質問ご意見をお願いしたい。子ども図書館まつりで何かいい案があればという声もあったがいかがか。

委員：案を出すのは今か。

事務局：子ども図書館まつりについては、夏以降8、9、10月頃で日にちを検討中なので次回で良い。何か良い知恵があればお願いしたい。

議長：まだ少し時間もあるようなので、皆さんに考えをいただきながらイベントの実施をしたいということなので、ぜひよろしくお願ひしたい。他、よろしいか。

委員：確認だけさせてほしい。先ほど掲示のご説明をいただいたが、以前住民団体のチラシをどうするかということで議会で取り上げられたり、問題になったこともあった。現在はこの掲示申請の内容で処理しているという理解でよろしいか。

事務局：本日配布させていただいたものの裏に書いてあるものがベースになる。委員さんがお持ちになるものと若干改正になっている場合がある。

委員：変わっているところはあるのか。

事務局：委員さんが何を持っているのかにもよるが、見直しは過去に行っているがここ直近ではない。冒頭の3行目のところにいろいろな立場の資料を集めること。図書館の収集した資料はどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館が指示するという意味ではないこと。という説明文は追加になっていると思うがいかがか。

委員：了承した。

議長：これに基づいて館内掲示については検討していき、最終的な判断をするということではよろしいか。

委員：質問ではなく意見だが、このような館内の掲示を求めるとするのは、将来的にコミュニティ・コモンズでも発生すると思う。これに準ずるといふ扱いだと思うが準備をしておくといいと思う。

議長：ぜひよろしくお願ひしたい。他よろしいか。それでは議事は以上。

閉 会